

27年度 情報公開制度、個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度と個人情報保護制度は、開かれた市政を推進するための制度です。
 今月号では、情報公開条例第28条および個人情報保護条例第44条の規定に基づき、それぞれの条例の運用状況をお知らせします。

◆情報公開制度

① 行政情報開示請求の状況

27年度の行政情報の開示請求件数は、7件でした。なお、26年度は13件、25年度は8件でした。

② 行政情報開示請求権者の区分

行政情報の開示請求者は、7人でした。請求者の区分は、条例第5条の請求権者以外の方（報道機関など）が7人で、100%の割合となっています。

③ 実施機関別の開示請求内訳

開示請求に係る実施機関別開示請求内訳は、次のとおりです。

実施機関	件数(件)	割合(%)
総務部	2	28.6
市民部	4	57.1
建設部	1	14.3
合計	7	100.0

④ 開示等決定の状況

開示請求に係る開示等決定の状況は、次のとおりです。

決定区分	件数(件)	割合(%)
全部開示	3	42.8
部分開示	2	28.6
その他(取下げ)	2	28.6
合計	7	100.0

⑤ 部分開示の理由

部分開示の理由は、次のとおりです。

部分開示の理由	件数(件)	割合(%)
法令秘情報(条例第7条第1号)	—	—
個人識別情報(条例第7条第2号)	1	50.0
法人等事業活動情報(条例第7条第3号)	—	—
公共安全情報(条例第7条第4号)	—	—
市、国等審議・検討・協議関係情報(条例第7条第5号)	—	—
事業遂行情報(条例第7条第6号)	1	50.0
合計	2	100.0

⑥ 不服申立ての状況

実施機関が決定した行政情報の不開示や部分開示に対して、不服申立てはありませんでした。

◆個人情報保護制度

① 個人情報開示請求の状況

27年度の個人情報の開示請求件数は1件であり、訂正請求および利用停止請求はありませんでした。

② 個人情報開示請求権者の件数

個人情報の開示請求者は、1人でした。

③ 実施機関別の開示請求内訳

開示請求された実施機関は、保健福祉部でした。

④ 開示等決定の状況

開示請求1件の開示等決定の状況は、次のとおりです。

決定区分	件数(件)	割合(%)
全部開示	1	100.0
部分開示	—	—
不開示	—	—
合計	1	100.0

⑤ 不服申立ての状況

開示請求に対する不開示はなく、不服申立てもありませんでした。

● 問い合わせ

総務部 総務課
 ☎81-2111

～ 不動産取得税についてのお知らせ ～

〈不動産取得税とは〉

売買・贈与などで不動産を取得したとき、または新築・増築したときに、登記の有無にかかわらず取得ごとに一度だけ課税されます。ただし、相続により取得したときには課税されません。

〈納める税額〉

取得したときの不動産の固定資産税評価額の3% (住宅以外の家屋は4%)

※宅地の取得に対する特例…宅地を平成30年3月31日までに取得した場合は当該土地の価格を2分の1とする特例あり

※なお、一定の要件を満たしている場合には軽減措置が適用されますが、取得した旨を申告し、減額申請の手続きを行うことが必要です。軽減措置を受けるための主な要件については次のとおりです。

1 住宅を取得したときの軽減措置

(1) 新築住宅

- ①一戸建住宅については延べ床面積50㎡以上240㎡以下であること。
- ②貸家用共同住宅については1区画40㎡以上240㎡以下であること。

(2) 中古住宅…次の全ての条件を満たしていること。

- ①個人である取得者自らが居住するものであること。
- ②延べ床面積が50㎡以上240㎡以下であること。
- ③次のいずれかに該当するもの。
 - ア 昭和57年1月1日以後に新築されたもの。
 - イ 昭和56年12月31日以前に新築された住宅のうち、取得日前2年以内または取得日後6ヵ月以内に耐震工事を行い、新耐震基準に適合する旨の証明がなされていること。



2 住宅用土地を取得したときの軽減措置(上記要件に該当する住宅用の土地に限ります)

(1) 新築住宅用土地…次のいずれかに該当していること。

- ①土地を取得した日から3年以内にその土地の上に住宅が新築されていること。
 ※土地取得者が住宅を新築した場合のほか、親が土地を取得し子が住宅を新築した場合(新築時まで引き継ぎ親が土地を所有しているとき)なども該当します。
- ②住宅を新築した日から1年以内にその土地を取得した場合

(2) 中古住宅用土地 土地の取得者が土地を取得した日の前後1年以内に自己居住用の住宅を取得していること。

不動産取得税に関するお問い合わせ先 ☎県中地方振興局 県税部 不動産取得税チーム ☎024-935-1254

マイナンバーカード(個人番号カード)の申請はお済みですか?



マイナンバーカード(個人番号カード)の申請を随時受け付けています。マイナンバーは社会保障、税務関係の手続きのほか、災害対策の分野でも利用されます。

●申請方法

通知カードに同封された個人番号カード申請書にご本人の顔写真(6ヵ月以内に撮影したもの)を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ投函してください。※オンラインでも申請できます。

●交付方法

マイナンバーカードが市民課に届き次第、交付通知書(ハガキ)を郵送しますので、予約のうえ窓口(市役所本庁・各行政局)でお受け取りください。

●交付手数料 初回の手数料は無料 ●有効期限 発行日から10回目の誕生日(20歳未満は5回目の誕生日)まで

●その他

住民基本台帳カード(以下、住基カード)及び住基カードに格納された公的個人認証サービスの電子証明書の交付は、昨年12月末をもって終了しています。引き続きカードが必要な場合は、新しい公的個人認証サービスの電子証明書が搭載されたマイナンバーカードを交付申請していただくこととなりますが、制度上即日の交付ができませんのでお早めに申請してください。

☎マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 市民部 市民課 ☎82-1112

マイナンバー制度に便乗した詐欺に注意!!

マイナンバーの通知や利用手続きなどで、国や自治体の職員が口座番号、資産や年金・保険の状況などを聞くことはありません。不審な電話はすぐに切り、万が一金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう。あやしいと思ったら、下記にご相談ください。

【相談窓口】消費者ホットライン ☎188 警察相談専用電話 ☎#9110